

旧(現行プログラム)

新(見直し後)

1. はじめに

- 制定の経緯
- 文書の役割

1. はじめに

- 制定の経緯：CS戦略(「見直しを検討する」)に基づき改定。
- 文書の役割：産学官民の取組の方向性を示すもの。

※人材育成との関係性

2. 現状

- (1) ネット利用・対策の状況
- (2) 官民の取組状況

2. 現状

- (1) ネット利用・対策等の状況
- (2) 現状の取組の課題

3. 今後の取組の基本的な考え方

- (1) 「自覚・行動」の促進
- (2) 3つの視点 (※ 4. に対応)
- ① 継続的な実施
- ② 対象ごとの適切なツール・コンテンツの提供
- ③ 関係者間の連携の促進
- ※ 人材育成との関係性

3. 基本的な考え方

- (1) 原則
 - ・ CS基本法上の各主体の責務・努力・施策を再規定。
 - ・ 「Cybersecurity for All」に基づき、誰一人取り残さない。
- (2) ターゲット
 - ① ICT技術進展についていきづらい →シニア、非就業層等
 - ② 技術活用に規範形成が追いつかない →子ども層
 - ③ セキュリティ対策の負荷が大きい →中小企業・組織
- (3) 各主体が担うべき役割
 - ・ 主体の例：就業層、情報通信事業者等、地域、教育機関、業界団体等
- (4) 誰もが最低限実施すべき対策：9か条

4. 具体的な取組の推進

- (1) 基本的な対策の徹底(9か条)
- (2) 重点的な対象とその内容
 - ① 中小企業
 - ② 若年層
 - ③ 地域における取組の支援
- (3) 情報発信・相談窓口の充実

4. 具体的な取組

- (1) ターゲットへの重点対策
 - ① シニア層対策
 - ② 子ども・家庭向け対策
 - ③ 中小企業・組織向け対策
- (2) 各主体の連携強化
 - ① 地域における支援 (例：地域ごとの窓口一覧化等)
 - ② 取組の一覧化 (例：ポータルサイト、黄色ハンドブック等)
 - ③ 情報発信 (例：SNSの各主体の役割明確化等)
 - ④ 集中的な取組 (例：サイバーセキュリティ月間等)

5. 連携体制の強化

- (1) ポータルサイトによる取組可視化
- (2) ツール・コンテンツの共有
- (3) 「サイバーセキュリティ月間」の推進
- (4) 国際的な連携強化
- (5) PDCAサイクルによる継続的改善

5. 取組のPDCA・対外発信

- ・ 年次報告プロセスでフォローアップ
- ・ 国際連携・対外発信等を念頭に、一部英訳して発信